

兵役義務による休学に関する注意事項

アジア太平洋研究科事務所

- ・申請フォームから書類を提出する際、兵役を証明する書類を添付してください。
- ・この申請は、良心的兵役忌避を認めている国または地域において、兵役につく代わりに当該国または地域での社会奉仕活動等を行う代替役務を目的として休学する場合を含みます。
- ・休学期間は当該兵役義務の期間とします。休学期間は本学の在学期間には算入しません。
- ・兵役による休学期間は、通常の休学期間には算入しません。
- ・兵役による休学期間中は、授業料、在籍料（半期につき 50,000 円）、学生健康増進互助会費は免除となります。
- ・兵役終了後は、速やかに復学するものとします。
- ・休学中も重要なお知らせが届くことがあります。MyWaseda や Waseda メールを定期的に確認してください。
- ・在留資格「留学」で在学している外国人留学生は、本国への帰国または他の在留資格の取得が必要です。
- ・休学に伴い本国へ帰国した場合、復学の際はビザの再取得が必要になります。再取得手続きを前もって行わないと、新学期に間に合わせて入国することが難しくなります。遅くとも復学の 2 ヶ月前までには、留学センターに手続の確認の連絡をしてください。[早稲田大学 VISA STATUS | Waseda University \(cie-waseda.jp\)](http://cie-waseda.jp)
- ・奨学金を受給している場合は、停止・返還等の手続きが必要な場合がありますため、必ず事前に奨学課にご相談ください。
- ・博士後期課程の学生は、休学中は中間評価会の開催と博士論文の提出はできませんので、ご注意ください。